

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 7 月 1 日 (金) 第324号の 7



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 鹿児島県議会議員補欠選挙（鹿児島市・鹿児島郡区）における選挙運動に関する支出金額の制限額 (選挙管理委員会取扱い) 1
- 鹿児島県議会議員補欠選挙（鹿児島市・鹿児島郡区）における選挙長事務所で使用する選挙長印の様式 (選挙管理委員会取扱い) 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿児島県選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による令和 4 年 7 月 10 日執行の鹿児島県議会議員補欠選挙（鹿児島市・鹿児島郡区）における選挙運動に関する候補者 1 人当たりの支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和 4 年 7 月 1 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

候補者 1 人につき 6,348,600円

鹿児島県選挙管理委員会告示第50号

令和 4 年 7 月 10 日執行の鹿児島県議会議員補欠選挙（鹿児島市・鹿児島郡区）における選挙長事務所において使用する選挙長印の様式を次のとおり定めた。

令和 4 年 7 月 1 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

選 会 鹿
挙 議 児
長 員 島
之 補 県
印 選 議

備考 大きさは2センチメートル四方とする。